

高松高裁総第696号

令和3年11月1日

山 中 理 司 様

高松高等裁判所長官 秋 吉 仁 美



司法行政文書開示通知書

10月4日付け（同月6日受付、高松高裁総第646号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

広報事務に関する運用について（片面で7枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話087（851）1561

平成28年10月28日

高松高裁民事部

高松高裁刑事部

高松高裁事務局総務課

申合せ

広報事務に関する運用について

1 趣旨及び目的

高松高等裁判所における広報事務について、平成28年10月28日付け高松高裁総第911号の「高松高等裁判所広報事務取扱要領」に基づき、その具体的な手順、留意事項、裁判部と広報担当者との連携及び情報共有の方法等を定めることにより、事務の円滑化及び合理化を図る。

2 責任者対応の原則と窓口一本化の原則

(1) 報道機関等（司法記者クラブ（県外の司法記者クラブを含む。以下、単に「司法記者クラブ」という。）の加盟社、同クラブに非加盟の新聞社及びテレビ局、雑誌社、政党機関紙、フリーランス、外国のマスメディア等）からの取材、照会、要望等の申入れ（以下「取材等」という。）に対しては、総務課に窓口を一本化する。ただし、広報担当者及び広報副担当者（以下「広報担当者等」という。）は、事務処理上の必要がある場合に限り、特定の事項について訟廷管理官を通じて裁判部に委任することができる。

(2) 訟廷管理官は、報道機関等からの取材等において必要な場合には、広報担当者等と連携及び情報共有を図り、広報担当者等の行う報道対応を補助する。

3 裁判報道のための取材等に関する対応

広報担当者等は、報道機関等から裁判報道のための取材等があった場合には、訟廷管理官を通じて裁判長に指示を仰ぐ。

4 [REDACTED]に関する対応

- (1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

ア 民事・行政事件

- (ア) [REDACTED]
[REDACTED]
(イ) [REDACTED]
[REDACTED]
(ウ) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

イ 刑事事件

- (ア) [REDACTED]
[REDACTED]
(イ) [REDACTED]
[REDACTED]
(ウ) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(2) 係書記官は、[REDACTED]に関する対応を引き継ぐ。
を求められた際には、速やかに広報担当者等に対応を引き継ぐ。

5 [REDACTED]に関する対応

- (1) [REDACTED]民事・行政事件の[REDACTED]及び刑事事件の[REDACTED]
[REDACTED]

(2)

(3)

(4) 係書記官は、[REDACTED] に関する取材等を求める際には、速やかに広報担当者等に対応を引き継ぐ。

6 判決要旨等の交付申請に関する対応

(1) 判決要旨等（原則として、民事・行政事件は判決書の写し、刑事事件は判決要旨）の交付申請は、[REDACTED]

(2)

(3) 担当の裁判部は、判決要旨等の交付申請が許可された場合、判決言渡し又は判決宣告後、速やかに当該裁判の判決要旨等を広報担当者等に引き継ぐ。

(4) 広報担当者等は、判決要旨等の交付申請が許可された場合、申請した各社に対し、判決言渡し又は判決宣告後に判決要旨等の交付を行う。

(5) 広報担当者等は、判決要旨等の交付申請が認められなかった場合、申請した各社に対し、不許可となった旨を連絡する。

7 法廷取材に関する対応

(1)

(2)

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- (3) 法廷内の記者席の割当ては、原則として各社一席とする。
- (4) 法廷内の記者席で取材する記者には、自社の腕章又は広報担当者等が貸与する報道用腕章を着用させる。

8 法廷内におけるカメラ撮影に関する対応

報道機関等への対応は広報担当者等が行い、掲示並びに訴訟関係人及び傍聴人に対する説明は裁判部が行う。

申請手続やカメラ撮影の具体的な手順等は、平成2年12月27日付け高松高等裁判所事務局長及び高松地方裁判所長連名の「法廷内写真取材実施細目」による。

9 マスコミ注目事件における対応

報道機関等が注目している裁判や記者会見が予定されている裁判等、報道機関等への対応が見込まれるものについては、裁判部に加えて、広報担当者等が法廷前、玄関、一般待合室、司法記者室前等に臨場する。

10 司法記者室の使用

- (1) 司法記者に対しては、高松高等・地方裁判所庁舎1階にある司法記者室の使用を認める。同室の使用に当たっては、司法記者クラブに対し、同室の使用方法に関する取り決めを周知し、遵守させる。
- (2) 広報担当者等及び訟廷管理官は、司法記者室で記者会見が実施される旨の情報に接した場合には、互いに情報共有を図る。

附 則

この申合せの運用は、平成28年10月28日から実施する。

(別紙 1)

(別紙2)

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

記

[REDACTED] : [REDACTED]
[REDACTED] : [REDACTED]
[REDACTED] :
[REDACTED] :
[REDACTED] :
[REDACTED] :
[REDACTED] :

※

[REDACTED]

[REDACTED]

(別紙3)

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

記

[REDACTED] : [REDACTED]
[REDACTED] : [REDACTED]
[REDACTED] :
[REDACTED] :

※ [REDACTED]
[REDACTED]